

ハノイ日本人学校 学校開放規則

第1条

この規則はハノイ日本人学校理事会規則（以下理事会規則という）第8条に基づき、学校開放について定める。

第2条（目的）

この規則は、ハノイ日本人学校が管理する施設・設備を開放するに当たり、相互の理解の上に、不測の事態を未然に防ぎ安全に使用するために定めるものである。

第3条（開放の範囲）

使用団体責任者が、ベトナム日本商工会議所会員またはハノイ日本人学校保護者であること、および公共の利益のための使用目的であること。

- 2 使用団体責任者が、ベトナム日本商工会議所会員またはハノイ日本人学校保護者ではないが、日本人子女の教育、および厚生を目的とした活動であること。

第4条（手続き）

施設を使用しようとする者は、ハノイ日本人学校長の許可を得なければならない。

- 2 校長は、必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。
- 3 夜間（19：00～8：00）は原則として開放しない。

第5条（使用の禁止）

校長は、次の各項のいずれかに該当する場合、学校の使用を許可することができない。

- (1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、またはこれらに反対するための使用その他政治活動のための使用。
- (2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための使用その他宗教活動のための使用。
- (3) 営利行為をするための使用。
- (4) 施設を破損するおそれがあると認められる使用。
- (5) 学校の管理上支障があると認められる使用。
- (6) その他この規則に違反するとき。

第6条（使用の取り消し）

校長は、使用者が次の各項のいずれかに該当する場合は、その使用の取り消し又は中止をさせなければならない。

- (1) 前項の条件に該当するとき。
- (2) 利用許可の条件に違反するとき。

第7条（施設協力費）

校長は、校舎内施設及びグラウンド使用料を原則別表1により斟酌し、使用状況により決定することができる。

但し、施設利用登録者の過半数が本校児童生徒と本校PTA会員の場合は、施設協力費を徴収しない。

第8条（管理・賠償責任等）

使用団体責任者は、解錠から施錠まで責任を持って管理し、破損や紛失があれば、校長に連絡しなければならない。

- 2 使用団体責任者は、施設または備品を破損または亡失した場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 学校開放中の施設の使用者が、使用中に生じた傷害その他事故については、すべて当事者において処理し、学校はその責めを負わない。

第9条（学校備品の使用）

学校の備品を使用する場合は事前に「物品借用願」を提出し、校長の許可を得るものとする。

学校敷地内に個人または団体の道具の保管は原則行わない。特別の事由がある場合は、校長の許可を得るものとする。保管中の破損や紛失について、学校はその責めを負わない。

第10条

（施行）

この規則は、2006年10月1日より施行する。

別表1（施設協力費の目安）

施設名	単価／1時間	施設協力費
体育館	\$ 20. 00	全面、電気、エアコン、トイレ、水道使用
グラウンド	\$ 15. 00	全面、トイレ、水道使用
テニスコート	\$ 10. 00	2面、トイレ、水道使用

別表2（開放施設）

校舎内	体育館
校舎外	グラウンド、テニスコート

- ・平成19年7月20日 一部改正
- ・平成20年1月 1日 一部改正
- ・平成21年6月19日 一部改正
- ・平成24年2月17日 一部改正
- ・平成28年2月19日 一部改正

・令和2年6月10日 一部改正

ハノイ日本人学校 学校施設使用細則

第1条（使用予約）

- 1 学校施設使用予約は一団体につき一施設のみとし、同時に複数施設の予約及び使用は出来ない。
- 2 使用予約は、学校事務局に1週間前の平日午後5時までに所定「学校施設使用許可願」を提出し、校長の許可を得る。
尚、定期的に学校施設を使用する団体は、学期始めに施設使用スケジュール及び使用者名簿を提出し、校長の許可を得る。
- 3 使用予約の受付は先着順とする。

第2条（使用予約の取り消し）

使用予約取り消しの場合は、前日（平日）の午後5時までに学校事務局に連絡するものとし、取り消し連絡のない場合は、学校施設未使用であっても施設協力費は徴収する。

第3条（施設協力費の徴収）

- 1 次の各項に該当する場合は施設協力費を徴収しない。
 - (1) 学校側の都合により学校施設の使用ができなかった場合
 - (2) 雨天等により学校施設の使用が不可能な場合
- 2 施設協力費の支払いは、学校施設利用許可書と同時に発行する施設協力費請求書により、使用日の2週間以内に現金にて支払うものとする。
尚、定期的に学校施設を使用する団体は、各学期末に発行する施設協力費請求書により、受領後2週間以内に現金にて支払うものとする。

- ・平成20年10月17日 使用細則制定
- ・平成28年 2月19日 一部改正